

自治基本条例だより

～古賀の自治基本条例づくりの“いま”をお伝えします～

第8号 平成27年11月



第8回古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会を開催
はじめの一步案 ver.2(条例の骨組み案)について検討しました。

第8回策定委員会プログラム

1. 開会
2. これまでの活動と「古賀みらいサマーミーティング」の振り返り
3. サマーミーティングの成果を条例づくりに活かそう（はじめの一步案 ver. 2 の検討）
4. おわりに

古賀市自治基本条例（仮称）とは

住民自治に基づく自治体運営の基本原則・理念を定めるものです。その内容は自治体によって様々ですが、まちづくりにおける市民・議会・行政の役割、参加や共働の仕組み、行政運営のルールなどの要素からなっています。

現在、公募市民等による「古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会」が中心となって条例に盛り込む内容を検討しています。

サマーミーティングの意見をふまえ、「はじめの一步案 ver. 2」について話し合いました

10月21日（水）に第8回古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会を行いました。

委員会では、まず、8月終わりから9月はじめに実施した「古賀みらいサマーミーティング」の振り返りを行いました。

グループの検討では、サマーミーティングの結果を踏まえて、サマーミーティングの参加者のご意見や委員の皆さんの気付きを、今後どのように自治基本条例素案の素材として活かして行くかを検討しました。

また、押さえておきたいポイントとして、自治基本条例は様々な地域課題にそのまま対応するものではなく、根っこにある共通の課題を解決するための考え方や仕組みなどを定めるものであることを確認しました。



～自治基本条例（仮称）ができるまで～ *進捗状況により変更になる場合もあります

平成27年												平成28年												平成29年			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
策定委員会																											
策定委員会スタート				市民対話の準備				市民対話				とりまとめ				条例素案の内容検討				条例素案のまとめ・市長への素案提出				パブコム周知活動		議会	施行

「はじめの一步案 ver. 2」の検討

はじめの一步案 ver. 2とは

はじめの一步案 ver. 2とは、これまでの策定委員会で委員の皆さんから出た主要な意見と、サマーミーティングで市民の皆さんから出た意見をもとに作成する自治基本条例の骨組み（構成）案です。今後の策定委員会で更に内容を検討していきます。

第8回策定委員会で出た自治基本条例に盛り込みたいキーワード



1 班

- ・古賀のことを知る
- ・自治に参加する人…子ども、高齢者、若者、現役
- ・参加の器(組織)…志縁(好)、地縁、企業、行政
- ・新しい仕組み・ルール…志・好きでまちを支える
- ・つながり

2 班

- ・対話、拠点づくり
- ・市民と議員の交流、行政・市民・企業の交流
- ・自治会、校区コミュニティの情報を伝える仕組み
- ・市民活動の支援
- ・市外への古賀の良さのPR、共働でシティセールス

3 班

- ・情報共有の仕組み
- ・住民参加の仕組み
- ・コミュニティの充実、若い人の地域活動への参加
- ・古賀市の行政の動きがわからない
- ・住民の要望を聞く仕組み

4 班

- ・情報共有…PDCA、進捗状況
- ・参加の結果のフィードバック
- ・市民・行政・議会の共働、役割の明確化、信頼関係
- ・色々な人がつながり支え合う、世代交代できる仕組み
- ・内なる分権、自治会や地域コミュニティの権限拡大



第8回策定委員会で出た意見は、とりまとめ部会で整理し、「はじめの一步案 ver. 2」（条例の骨組み案）に反映します。この「はじめの一步案 ver. 2」を元に、具体的に条例に盛り込む内容を検討して行きます。

【もっとくわしい古賀市自治基本条例についての情報／お問い合わせ先】

○インターネットでは、古賀市ホームページ下「注目コーナーピックアップ」の『自治基本条例』のボタンを押していただくか、検索サイトで『古賀市自治基本条例』を検索してください。スマートフォンは、右のQRコードを読み込んでください。

○お問い合わせ先（事務局）：古賀市総務部総務課 地域コミュニティ室 コミュニティ係
・電話：092-942-1165 ・Eメール：commu@city.koga.fukuoka.jp

